変更した事項
光度　閃光実効光度三九〇カンデラ
不動光三九カンデラ
光達距離　閃光七・五海里　不動光四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十二年十月十三日
名称　ヤクニヤ埼灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡知名町（ヤクニヤ埼）
北緯　二七―二四―一二
東経　一二八―三二―一三
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで七一メートル
変更年月日　平成二十二年十月十三日

○海上保安庁告示第二百五十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　登別港東防波堤灯台
位置
所在地　北海道登別市（登別港東防波堤外端）
北緯　四二―二六―五二
東経　一四一―一一―一四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年十月十四日

名称　金谷港第一防波堤灯台
位置
所在地　千葉県金谷港（第一防波堤外端）
北緯　三五―〇九―五二
東経　一三九―四九―一〇
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十二年十月十四日

名称　徳山下松港徳山第二号灯浮標
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（徳山下松港地ノ筏灯台の南南西方約四・九キロメートル）
北緯　三四―〇〇―二七
東経　一三一―四五―五四
変更した事項
位置　正規位置の二一〇度約一〇〇メートル
変更年月日　平成二十二年十月十四日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第二百五十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　播磨塩屋港南防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県神戸市（塩屋港南防波堤外端）
北緯　三四―三七―五〇
東経　一三五―〇四―五〇
変更した事項
位置　兵庫県神戸市（塩屋港南防波堤外端）
北緯　三四―三七―五〇
東経　一三五―〇四―四九
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十二年十月十五日

○海上保安庁告示第二百五十二号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　秋田第二南防波堤北仮設灯台
位置
所在地　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四六―五四
東経　一四〇―〇〇―二〇
変更した事項
位置　秋田県秋田船川港秋田区（第二南防波堤北端）
北緯　三九―四六―五五
東経　一四〇―〇〇―一九
変更年月日　平成二十二年十月十八日

○海上保安庁告示第二百五十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年十二月十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L一灯）の南東方約一〇〇メートル
北緯　三四―五三―四七
東経　一三二―〇三―四六
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　島根県浜田港（浜田マリン大橋南西側面左端）
北緯　三四―五三―四九
東経　一三二―〇三―四四
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（P二灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L二灯）の北西方約四八メートル
北緯　三四―五三―五一
東経　一三二―〇三―四三
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（P一灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L一灯）の北西方約四八メートル
北緯　三四―五三―四五
東経　一三二―〇三―四三
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L二灯）の南東方約一〇〇メートル
北緯　三四―五三―四七
東経　一三二―〇三―四七
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L一灯）の南東方約一五〇メートル
北緯　三四―五三―四五
東経　一三二―〇三―四七
廃止年月日　平成二十二年十月十九日

名称　浜田マリン大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　浜田マリン大橋橋梁灯（L二灯）の南東方約一五〇メートル
北緯　三四―五三―四五
東経　一三二―〇三―四八
廃止年月日　平成二十二年十月十九日